

○横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則

平成16年 5月14日

規則第62号

横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則をここに公布する。

横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(地域まちづくり計画)

第3条 条例第2条第8号に規定する規則で定める計画は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された地区計画（建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号。以下この号において「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により、改正法第2条の規定による改正後の都市計画法の規定により定められた地区計画とみなされる同条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている住宅地高度利用地区計画及び改正法第3条の規定による改正前の都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定により定められている再開発地区計画を含む。）
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の認可を受けた建築協定
- (3) 横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第10条第1項の地域まちづくりプラン
- (4) 横浜市地域まちづくり推進条例第12条第1項の地域まちづくりルール  
(平17規則117・一部改正)

(標識の様式等)

第4条 条例第9条第1項に規定する標識の様式は、第1号様式とする。

- 2 前項の標識は、開発事業区域が道路に接する部分（2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から標識の下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置しなければならない。
- 3 開発事業者は、第1項の標識について、風雨等のため容易に破損しない方法で設置するとともに、記載事項が不鮮明にならないよう維持管理しなければならない。

(平25規則64・一部改正)

第5条 削除

(平25規則64)

(住民への説明)

第6条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業の構想に関する次に掲げる事項
    - ア 開発事業区域の位置、形状及び面積
    - イ 開発事業区域内の土地の利用に関する事項
    - ウ 予定建築物等に関する事項
    - エ 公共施設等に関する事項
    - オ 宅地造成に関する事項
    - カ 開発事業に関する工事の期間
  - (2) 開発事業区域における防犯対策に関する事項（特定大規模開発事業の場合に限る。）
  - (3) 開発事業区域及びその周辺の道路における通行の安全の確保に関する事項（特定大規模開発事業の場合に限る。）
  - (4) 地域まちづくり計画との整合に関する事項（地域まちづくり計画運営団体への説明を行う場合に限る。）
  - (5) 条例第12条第1項の規定による意見書の提出に関する事項
  - (6) 条例第13条第3項の規定による開発事業計画書の縦覧に関する事項
  - (7) 条例第14条第1項の規定による再意見書の提出に関する事項
- 2 条例第11条各号に規定する説明会（以下「説明会」という。）は、地域住民又は近接住民及び地域まちづくり計画運営団体が参加しやすい日時及び場所において2回以上開催しなければならない。
- 3 説明会を開催しようとする開発事業者は、条例第9条第1項の規定により標識を設置した日の翌日以後であって、説明会を開催する日の7日前までに、地域住民又は近接住民及び地域まちづくり計画運営団体に対し、説明会で使用する資料を配布し、かつ、説明会を開催する日時及び場所を通知しなければならない。

(平25規則64・一部改正)

(開発事業計画書の様式)

第7条 条例第13条第1項に規定する開発事業計画書の様式は、第3号様式とする。

(平25規則64・一部改正)

(縦覧の場所及び日時)

第8条 条例第13条第3項の規定による開発事業計画書の縦覧(以下「縦覧」という。)の場所は、建築局建築指導部情報相談課及び市長が別に定める場所とする。

2 縦覧の日時は、次のとおりとする。

- (1) 縦覧に供しない日は、横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に定める横浜市の休日とする。
- (2) 縦覧に供する時間は、建築局建築指導部情報相談課においては午前8時45分から午後5時まで、市長が別に定める場所においては市長が別に定める時間とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。

(平17規則70・平18規則84・平22規則5・平25規則64・平26規則28・平29規則27・令2規則55・一部改正)

第9条及び第10条 削除

(平25規則64)

(軽微な変更)

第11条 条例第15条第2項ただし書及び第20条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 開発事業の構想又は計画の変更で次に掲げるもの
  - ア 開発事業区域の縮小
  - イ 開発事業区域内の建築物又は特定工作物の規模の縮小
  - ウ 条例第18条第2項第1号から第3号まで及び第4号アに規定する空地の面積の増加
  - エ 条例第18条第2項第5号に規定する雨水流出抑制施設、同項第6号に規定する遊水池その他の適当な施設又は同項第7号に規定する防火水槽に係る変更
  - オ 条例第18条第2項第8号に規定する居住者の集会の用に供する施設の延べ面積の増加
- (2) 開発事業者の氏名若しくは名称、住所又は代表者の変更
- (3) 開発事業に関する工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
- (4) その他前3号に掲げるものと同程度に軽微であると市長が認める変更

(平25規則64・一部改正)

(開発協議の申出等)

第12条 条例第16条第3項の規定による申出は、開発協議申出書(第6号様式)により行わなければならない。

2 市長は、開発事業者に対し、条例第16条第1項及び第2項の規定による協議に必要な図書の提出を求めることができる。

(平25規則64・一部改正)

(開発事業の計画の同意の申請)

第13条 条例第17条第2項の規定による申請は、開発事業計画同意申請書(第7号様式)により行わなければならない。

(自由利用空地の整備基準)

第14条 条例第18条第2項第3号の規定により設ける空地は、次に定めるところにより整備しなければならない。

- (1) おおむね整形とすること。
- (2) おおむね平坦とすること。
- (3) 道路又は条例第18条第2項第2号の規定による空地に接し、かつ、その接する部分から安全に出入りができるようにすること。

(屋上又は壁面の緑化面積の算出)

第15条 条例第18条第2項第4号アの規定により算出する建築物の屋上又は壁面に緑化を行う場合における面積は、緑化を行う当該建築物の屋上又は壁面の部分の水平投影面積(建築物の外壁の直立部分に緑化を行う場合は、当該直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積)の合計とする。

(雨水流出抑制施設)

第16条 条例第18条第2項第5号に規定する雨水流出抑制施設は、次に定めるところにより設置しなければならない。

- (1) 開発事業区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合は、がけの周辺その他市長が定める場所以外の場所に、雨水を排除すべきますのうち雨水を浸透させる機能を有するもの(以下「雨水浸透ます」という。)又は多孔管その他雨水を排除するための排水管で雨水を浸透させる機能を有するもの(以下「雨水浸透管」という。)を設置すること。
- (2) 開発事業区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合は、次項に定め

る対策貯留量以上の容量を有する池で雨水流出量を調整するためのオリフィスを有するもの(以下「雨水調整池」という。)を設置すること。ただし、雨水流出量を調整するためのオリフィスを有する雨水を一時貯留する施設で雨水調整池以外のもの(以下「雨水貯留施設」という。)、雨水浸透ます又は雨水浸透管で、市長が当該雨水調整池と同等の機能を有すると認めるものを設置する場合にあっては、この限りでない。

(3) 開発事業区域の面積が0.3ヘクタール以上の場合、次項に定める対策貯留量以上の容量を有する雨水調整池を設置すること。

2 雨水調整池の対策貯留量は、次のいずれかの方法により算定した量とする。

(1) 開発事業区域に係る30年に1回の確率で想定される降雨強度値以下で市長が定める降雨強度値及び市長が定める流出係数を用いて雨水調整池に流入する雨水の量を算定した場合において、当該開発事業区域の雨水の放流先となる河川の流域ごとに市長が定める量以下に雨水流出量を抑えることができるよう雨水調整池が一時貯留すべき雨水の量として市長が定める算式により算定した量

(2) 次表に定める数値に開発事業区域の排水面積を乗じて得られる量

開発事業区域の排水面積	0.1ha以上0.3ha未満	0.3ha以上5ha未満	5ha以上
数値	270m <sup>3</sup> /ha	540m <sup>3</sup> /ha	720m <sup>3</sup> /ha

(遊水池その他の適当な施設)

第17条 条例第18条第2項第6号に規定する遊水池その他の適当な施設は、開発事業区域内の下水の放流先の排水能力等を勘案して、最も有効に雨水を一時貯留できる位置に、市長が定めるところにより設置しなければならない。

(防火水槽の構造)

第18条 条例第18条第2項第7号に規定する規則で定める構造は、次のとおりとする。

- (1) 防火水槽に作用する荷重及び外力に対して必要な強度、耐久性及び水密性を有する構造とすること。
- (2) 1基当たりの有効水量が40立方メートル以上となるようにすること。
- (3) 取水口は、消防ポンプ自動車容易に取水できる位置に設けること。

(集会施設の延べ面積)

第19条 条例第18条第2項第8号に規定する規則で定める数値は、次のとおりとする。

- (1) 住戸の数が100戸以上250戸未満の場合 50平方メートル

- (2) 住戸の数が250戸以上500戸未満の場合 75平方メートル
- (3) 住戸の数が500戸以上750戸未満の場合 100平方メートル
- (4) 住戸の数が750戸以上1,000戸未満の場合 125平方メートル
- (5) 住戸の数が1,000戸以上の場合 150平方メートル

(変更の同意の申請)

第20条 条例第20条第2項の規定による申請は、開発事業計画変更同意申請書(第8号様式)により行わなければならない。

第21条及び第22条 削除

(平25規則64)

(特定承継の承認の申請)

第23条 条例第22条第2項の規定による承認を受けようとする者は、特定承継承認申請書(第11号様式)により市長に申請しなければならない。

(袋路状道路)

第24条 条例第29条ただし書に規定する転回広場及び避難通路は、次に定めるところにより設けるものとする。

- (1) 袋路状道路の終端に転回広場が設けられていること。ただし、市長が車両の通行上支障がないと認める場合にあっては、この限りでない。
  - (2) 袋路状道路の延長が35メートルを超える場合にあっては、当該道路の区間の35メートル以内ごとに転回広場が設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。
    - ア 当該袋路状道路の新たに設ける部分の幅員が5.5メートル以上である場合
    - イ 市長が車両の通行上支障がないと認める場合
  - (3) 幅員1メートル以上の避難通路で、袋路状道路の終端及び道路、公園その他これらに類するもので避難上有効なものに接続しているものが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。
    - ア 当該袋路状道路の新たに設ける部分の幅員が5.5メートル以上である場合
    - イ 市長が避難上支障がないと認める場合
- (適切な植栽が行われる土地の面積の植栽する樹木の本数への換算)

第25条 条例第35条第3項の規定による換算は、同条第1項第2号の適切な植栽が行われる土地の面積1平方メートルを、次の各号に掲げる樹木の種類に応じ、当該各号に掲げる樹木の本数に換算することにより行うものとする。

- (1) 高木 0.1本
- (2) 中木 0.5本
- (3) 低木 2.5本

(平21規則93・追加)

(閲覧の場所及び日時)

第26条 条例第37条の規定による台帳の閲覧の場所及び日時については、第8条の規定を準用する。

(平21規則93・旧第25条繰下)

(命令)

第27条 条例第39条第2項の規定による公示は、横浜市報に登載して行うものとする。

(平21規則93・旧第26条繰下)

(身分証明書の様式)

第28条 条例第40条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(第12号様式)とする。

(平21規則93・旧第27条繰下)

(委任)

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、建築局長が定める。

(平17規則70・一部改正、平21規則93・旧第28条繰下、平22規則5・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年6月1日から施行する。ただし、第24条の規定は、平成16年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定は、条例第2条第2号アからエまでに掲げる開発事業については、平成16年8月31日までは適用しない。

- 3 この規則の施行の日(条例第2条第2号アからエまでに掲げる開発事業にあつては、平成16年9月1日)前において、都市計画法第29条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知若しくは宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可の申請を行った開発事業、横浜市都市計画法施行細則(昭和45

年6月横浜市規則第70号)第3条の規定により審査を受けた開発事業又は横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例(平成5年6月横浜市条例第35号)第10条第1項の規定により標識を設置した開発事業については、この規則の規定(第24条の規定を除く。)は、適用しない。

- 4 平成16年9月1日前に都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請を行った開発行為については、第24条の規定は、適用しない。

附 則(平成17年4月規則第70号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月規則第117号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成18年3月規則第84号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月規則第93号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用



することができる。

附 則 (平成22年3月規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成25年6月規則第64号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により交付され、又は作成されている身分証明書は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成26年3月規則第28号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月規則第27号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和2年6月規則第55号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年9月規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和5年5月規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類(第8条の規定による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則第1号様式を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(以下略)

○横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則

昭和37年7月31日

規則第56号

注 昭和62年3月から改正経過を注記した。

〔横浜市宅地造成等規制法施行細則〕をここに公布する。

横浜市旧宅地造成等規制法等施行細則

(趣旨)

第1条 旧宅地造成等規制法(宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「一部改正法」という。))による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)をいう。以下同じ。)第3条第1項の規定による指定がされている宅地造成工事規制区域の区域内における宅地造成に関する工事に係る申請等の手続等及び宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第4条第1項に規定する基礎調査については、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「旧政令」という。)及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年農林水産省、国土交通省令第3号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「旧省令」という。)並びに宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(令5規則47・全改)

(身分証明書の様式)

第2条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第18条第2項において準用する旧宅地造成等規制法第6条第1項及び宅地造成及び特定盛土等規制法第7条第1項に規定する身分を示す証明書の様式は、横浜市立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年3月横浜市規則第26号)別記様式とする。

(令5規則47・全改)

第3条及び第4条 削除

(平19規則2)

(許可工事廃止の届出)

第5条 旧宅地造成等規制法第8条第1項本文(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による許可を受けた工事(以下「許可工事」という。)の造成主は、当該工事を廃止しようとするときは、第4号様式による廃止届を市長に提出しなければならない。

(平19規則2・令5規則47・一部改正)

(不許可通知書の様式)

第6条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第10条第2項の規定による不許可の通知は、第5号様式による不許可通知書によって行なう。

(令5規則47・一部改正)

(協議の申出)

第7条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第11条の規定により市長と協議を行おうとする者は、第6号様式による協議申出書の正本及び副本に、旧省令第4条に規定する図面を添えて、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、適当と認めるときは、前項の協議申出書の副本の同意通知欄に所要の記載をしたものによって通知する。

(昭62規則37・平12規則97・平17規則74・平19規則2・令5規則47・一部改正)

(工事の着手届)

第8条 許可工事の造成主は、当該工事に着手しようとするときは、工事の現場管理者を定め、第6号様式の2による着手届によりその旨を市長に届け出なければならない。

(昭62規則37・全改、平19規則2・一部改正)

(工事現場における許可の表示)

第9条 許可工事の工事施行者は、当該工事現場の見やすい場所に、当該工事が旧宅地造成等規制法の規定(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)による許可を受けたものであることを、第7号様式による標識によって表示しなければならない。

2 前項の規定は、旧宅地造成等規制法第15条第1項又は第2項(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定する工事に

ついて準用する。

- 3 許可工事の工事施行者は、第1項の標識に記載した事項を変更した場合は、速やかにその標識を訂正しなければならない。

(昭62規則37・平19規則2・令5規則47・一部改正)

(工程報告等)

第9条の2 市長は、許可工事について、必要があると認めるときは、次の表の左欄に掲げる工事区分に応じ、当該右欄の工程の全部又は一部を指定し、工事施行者に対して、あらかじめその指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
1 擁壁工事（高さ3メートル以下の擁壁の工事を除く。）	(1) 根切を完了したとき。 (2) 基礎配筋を完了したとき。 (3) 壁配筋を完了したとき。 (4) 練積み造擁壁を、その前面地盤の高さまで築造したとき。 (5) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。 (6) その他市長が必要と認める工程
2 盛土工事	(1) 多孔管を敷設したとき。 (2) 軟弱な地盤改良等の工事を行ったとき。 (3) 急傾斜面の段切を行ったとき。 (4) その他市長が必要と認める工程
3 排水施設工事	(1) 主要な暗渠 <sup>きょう</sup> を敷設したとき。 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行ったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程

2 前項の規定による届出があったときは、市長は、当該工事について検査を行うことができる。

3 工事施行者は、第1項の規定により指定された工程に達したときは、その都度、工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

(平19規則2・追加)

(工事の一部完了検査)

第10条 許可工事の造成主は、当該工事の一部が完了した場合には、当該完了部分について、その範囲を明示した図面を添えて、第8号様式による一部完了検査申請書により市

長に工事の一部完了検査を申請することができる。

2 市長は、前項の規定により検査の申請を受けた場合において、当該工事が、次の各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、その申請に係る工事について検査をすることができる。

(1) 当該工事に係る宅地が分割のできるものであり、そのおのおのが独立して宅地の用に供しうるものであること。

(2) 分割によって他の宅地の災害防止の支障とならないこと。

3 市長は、前項の規定により検査を行った場合において、当該工事が旧宅地造成等規制法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、第9号様式による一部完了検査済証を造成主に交付する。

4 前項の規定により一部完了検査済証の交付を受けた造成主は、その検査現場の見やすい場所に、その旨を第10号様式による標識によって表示しなければならない。

(平19規則2・令5規則47・一部改正)

(変更の許可申請書の様式等)

第11条 旧省令第25条に規定する申請書は、第11号様式による変更許可申請書とする。

2 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第12条第3項において準用する旧宅地造成等規制法第10条第2項の規定による許可工事の計画の変更の許可の通知は、前項の変更許可申請書の副本の変更許可通知欄に所要の記載をしたものによって行う。

(平19規則2・追加、令5規則47・一部改正)

(変更の不許可の通知の様式)

第12条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第12条第3項において準用する旧宅地造成等規制法第10条第2項の規定による許可工事の計画の変更の不許可の通知は、第12号様式による変更不許可通知書によって行う。

(平19規則2・追加、令5規則47・一部改正)

(軽微な変更の届出の様式)

第13条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第12条第2項に規定する届出は、第13号様式による変更届出書により行わなければならない。

(平19規則2・追加、令5規則47・一部改正)

(変更の協議の申出)

第14条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第12条第3項において準用する旧宅地造成等規制法第11条の規定により市長と変更の協議を行おうとする者は、第14号様式による変更協議申出書の正本及び副本に、旧省令第4条に規定する図面を添えて、市長に申し出るものとする。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定による申出を受けた場合について準用する。

(平19規則2・追加、令5規則47・一部改正)

(公告の方法)

第15条 一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第14条第5項(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅地造成等規制法第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、横浜市報に登載して行う。ただし、緊急の必要により横浜市報に登載して行うことができないときは、市役所、区役所等の掲示場に掲示して行うことができる。

2 前項の規定による公告には、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 市長またはその命じた者もしくは委任した者の住所及び氏名
- (2) 措置を行なう日及び場所
- (3) 措置の内容
- (4) 措置に要する経費(概算)
- (5) 前各号のほか必要な事項

(平6規則96・一部改正、平19規則2・旧第11条繰下・一部改正、令5規則47・一部改正)

(届出工事廃止の届出)

第16条 第5条の規定は、旧宅地造成等規制法第15条第1項又は第2項(一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定により届出をした者が当該届出に係る工事を廃止しようとする場合について準用する。

(平19規則2・追加、令5規則47・一部改正)

(排水施設の位置)

第17条 旧政令第13条の規定に基づき設置すべき排水施設の位置は、原則として、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 切土又は盛土をした土地の部分に生ずることとなる<sup>がけ</sup>崖(擁壁で覆われた<sup>がけ</sup>崖を含

む。) の下端の部分

- (2) 道路となるべき土地の側辺の部分
- (3) 切土をした土地の部分で、湧水または湧水のおそれのある場所
- (4) 盛土をすることとなる土地で、雨水その他の地表水の集中する部分及び湧水のある部分
- (5) 前各号のほか、雨水その他の地表水をすみやかに排除する必要がある土地の部分  
(平19規則2・旧第13条繰下・一部改正、令5規則47・一部改正)

(排水施設の構造)

第18条 前条の排水施設の構造は、同条各号に掲げる排水施設の位置に応じ、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものとし、旧政令第13条各号に定めるもののほか、次の技術上の基準によらなければならない。

- (1) 排水施設の断面積は、別表に掲げる数値及び算式により算定した最大計画雨水流出量を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 排水施設の接合部分は、セメントまたはモルタル等により堅固に接合すること。
- (3) 道路となるべき部分に設置することとなる排水施設は、日本産業規格該当品又はそれと同等以上の強度を有する材料を使用し、砂利及びコンクリート等により基礎を施すこと。
- (4) 暗渠<sup>きよ</sup>を道路となるべき部分に埋設する場合には、その頂部と地盤面との距離は、1.2メートル以上とすること。ただし、市長が特に認めた場合においては、この限りでない。
- (5) 前号ただし書の場合においては、暗渠<sup>きよ</sup>に損傷を与えることを防止するため必要な措置をとること。
- (6) 流水の方向又は勾配<sup>こうぱい</sup>が著しく変化する箇所には円型又は角型のますを設置するものとし、当該ますの内法幅は、45センチメートル以上とすること。

(昭62規則37・一部改正、平19規則2・旧第14条繰下・一部改正、平24規則72・令元規則10・令5規則47・一部改正)

付 則

この規則は、昭和37年8月1日から施行する。

付 則 (昭和39年2月規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、施行日以後の宅地造成に関する工事の許可申請、協議の申出または届出に係るものについて適用する。



付 則 (昭和43年4月規則第25号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ、使用することができる。

付 則 (昭和46年11月規則第107号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則 (昭和62年3月規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市宅地造成等規制法施行細則第8条の規定は、この規則の施行の日以後に着手する許可工事について適用し、同日前に着手した許可工事については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年4月規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている

様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成6年9月規則第96号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年10月規則第119号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市宅地造成等規制法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る許可について適用し、同日前の申請に係る許可については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年5月規則第57号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市宅地造成等規制法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る許可について適用し、同日前の申請に係る許可については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成12年3月規則第97号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成17年4月規則第74号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則の

規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成19年1月規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成24年8月規則第72号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年2月1日から施行する。ただし、第2条及び第1号様式表面の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市宅地造成等規制法施行細則第18条第1号及び別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行った申請に係る宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)第8条第1項本文の許可又は法第12条第1項本文の変更の許可について適用し、施行日前に行った申請に係る法第8条第1項本文の許可又は法第12条第1項本文の変更の許可については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条例第3号)第17条第1項の同意の申請又は同条例第20条第1項本文の変更の同意の申請を行い、それらの同意を得た開発事業の計画に係る法第8条第1項本文の許可又は法第12条第1項本文の変更の許可については、この規則による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則(以下「旧規則」という。)第18条第1号及び別表の規定は、なおその効力を有する。

4 第1号様式表面の改正規定の施行の際現に旧規則の規定により交付され、又は作成されている身分証明書は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成30年3月規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和元年6月規則第10号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和5年5月規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類(第8条の規定による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則第1号様式を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表(第18条第1号)

(平24規則72・全改)

$$Q = 1 / 360 \cdot C \cdot I \cdot A$$

(備考)

- 1 Q及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q : 最大計画雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)

A : 排水面積(ha)

- 2 Cは、流出係数を表すものとし、用途地域等ごとに次表のとおりとする。

なお、当該用途地域等が混在する場合は、当該用途地域等ごとの面積の加重平均を用いて求めた係数を流出係数とする。

用途地域等	流出係数
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高	0.70

層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、 第二種住居地域又は準住居地域	
近隣商業地域又は商業地域	0.80
準工業地域、工業地域又は工業専用地域	0.60
市街化調整区域	0.40

3 Iは、流達時間内の降雨強度を表すものとし、第1号又は第2号に定めるとおりとする。

(1) 自然排水区域(次号に規定するポンプ排水区域以外の自然流下による排水が可能な区域をいう。)

$$I=880 / (t^{0.65} + 4.4)$$

(2) ポンプ排水区域(下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定められた横浜市公共下水道事業計画で定めるポンプによる強制的な排水を要する区域をいう。)

$$I=1,452 / (t^{0.70} + 7.5)$$

(3) 前2号のI及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

I: 流達時間内の降雨強度 (mm/hr)

t: 流達時間(min)

$$t = t_e + \sum [L_i / (60 \cdot V_i)]$$

$t_e$ : 流入時間 (5分)

$L_i$ : 管渠延長(m)

$V_i$ : 設計流速 (m/sec)

(以下略)

○横浜市都市計画法施行細則

昭和45年6月10日

規則第70号

注 昭和62年1月から改正経過を注記した。

横浜市都市計画法施行細則をここに公布する。

横浜市都市計画法施行細則

(趣旨)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)の施行については、法、都市計画法施行法(昭和43年法律第101号)、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条及び第3条 削除

(平17規則72)

(申請書及び添付図書の提出部数)

第4条 省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書及び省令第17条第1項に規定する添付図書並びに省令第34条第1項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可申請書及び添付図書は、2部提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(平13規則63・平17規則72・一部改正)

(開発行為許可申請書の添付図書)

第5条 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第2号に規定するものは、当該開発区域及びその周辺の土地の公図(不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図)の写しを含むものとする。

2 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第3号に規定するものは、開発行為施行同意書(第1号様式)、印鑑証明書、当該土地又は建物の登記事項証明書その他同意を得たことを証する書類とする。

3 開発行為許可申請書に添付する図書のうち、省令第17条第1項第4号に規定するものは、設計者の資格に関する申告書(第2号様式)、卒業証明書、実務従事証明書及び一

級建築士等の資格を有することを証する書類とする。

- 4 市長は、法第33条第1項第12号及び第13号に規定する基準に適合することを証させるため、法第29条第1項の規定による許可（以下「開発許可」という。）を受けようとする者に、申請者の資力及び信用に関する申告書（第3号様式）及び工事施行者の工事施行能力に関する申告書（第3号様式の2）並びにそれらの記載事項に誤りがないことを証する書類を提出させることができる。

（平5規則69・平17規則72・平19規則109・一部改正）

（設計説明書の様式）

第6条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、設計説明書（第4号様式）及び次に掲げる図面とする。

- (1) 実測図及び公図に基づく公共施設の新旧対照図
- (2) 公共施設の求積図

（平5規則69・平17規則72・一部改正）

（法第34条第13号の規定による届出書の様式）

第7条 法第34条第13号に規定する届出は、既存の権利者の届出書（第5号様式）によるものとする。

（平19規則109・一部改正）

（開発行為の協議の申出）

第7条の2 法第34条の2第1項の規定により市長と協議を行おうとする者は、開発行為協議申出書（第5号様式の2）に、次に掲げる図書を添えて申し出るものとする。

- (1) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面
- (2) 法第34条の2第2項において準用する法第32条第2項に規定する協議の経過を示す書面
- (3) 省令第16条第2項に規定する設計説明書（第6条各号に掲げる図面を含む。）
- (4) 省令第16条第2項に規定する設計図
- (5) 省令第16条第5項に規定する資金計画書
- (6) 省令第17条第1項各号に掲げる図書（第5条第1項から第3項までに規定する図書を含む。）
- (7) 第5条第4項に規定する申請者の資力及び信用に関する申告書及び工事施行者の工事施行能力に関する申告書並びにそれらの記載事項に誤りがないことを証する書類

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、  
適当と認めるときは、開発行為同意通知書(第5号様式の3)によって通知を行う。
- 3 第1項に規定する開発行為協議申出書及び添付図書は、2部提出するものとする。
- 4 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為協議申出書及び添付図書のうち、必要な  
部分を増して、又は不要な部分を除いて提出させることができる。

(平19規則109・追加)

(開発行為の許可または不許可の通知)

第8条 法第35条第2項に規定する許可の通知は、開発行為の許可通知書(第6号様式)  
に、省令第16条第2項に規定する設計説明書(第6条各号に掲げる図面を除く。)及び  
設計図を添えて行なう。

- 2 法第35条第2項に規定する不許可の通知は、開発行為の不許可通知書(第7号様式)  
によって行なう。

(開発許可を受けた者の工事現場における許可の表示等)

第9条 開発許可を受けた者は、その工事現場の見やすい場所に、標識(別表第1)によ  
り、開発行為の施行について法に基づく許可があった旨を表示しなければならない。

- 2 前項の者は、その開発行為に関する関係図書を、その工事現場に備えておかなければ  
ならない。
- 3 開発許可を受けた者は、第1項に規定する標識及び前項に規定する関係図書に記載し  
た事項を変更した場合には、速やかにその標識及び関係図書を訂正しなければならない  
い。

(平5規則69・一部改正)

(法第35条の2第2項に規定する申請書等の様式)

第10条 法第35条の2第2項に規定する申請書は、開発行為変更許可申請書(第8号様  
式)とする。

- 2 法第35条の2第1項の申請を行う場合で、省令第16条第2項に規定する設計説明書に  
記載した事項を変更する必要があるときは、前項に規定する開発行為変更許可申請書に  
変更後の設計説明書(第6条各号に規定する図面を含む。)を添えて提出しなければなら  
ない。

(平5規則69・全改)

(開発行為変更許可申請書及び開発行為変更協議申出書の添付図書)

第10条の2 省令第28条の3に規定する添付図書については、第5条第1項から第3項ま



での規定を準用する。

(平5規則69・追加、平19規則109・一部改正)

(開発行為変更許可申請書及び添付図書の提出部数)

第10条の3 第10条第1項に規定する開発行為変更許可申請書及び省令第28条の3に規定する添付図書は、2部提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為変更許可申請書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(平5規則69・追加)

(開発行為の変更の許可又は不許可の通知)

第10条の4 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の許可の通知は、開発行為変更許可通知書(第8号様式の2)に省令第28条の3に規定する図書を添えて行う。

2 法第35条の2第4項において準用する法第35条第2項に規定する変更の不許可の通知は、開発行為変更不許可通知書(第8号様式の3)によって行う。

(平5規則69・追加)

(法第35条の2第3項の規定等による届出の様式)

第11条 法第35条の2第3項に規定する届出は、開発行為変更届出書(第9号様式)により行わなければならない。

2 開発許可を受けた者は、当該開発許可を受けた者又は設計者の住所若しくは氏名に変更があった場合には、前項に規定する開発行為変更届出書により届け出なければならない。

(平5規則69・全改)

(変更の協議の申出)

第11条の2 法第35条の2第4項において準用する法第34条の2第1項の規定により市長と変更の協議を行おうとする者は、開発行為変更協議申出書(第9号様式の2)に、省令第28条の3に規定する添付図書を添えて申し出るものとする。

2 前項の規定による変更の協議の申出を行う場合で、省令第16条第2項に規定する設計説明書に記載した事項を変更する必要があるときは、前項に規定する開発行為変更協議申出書に変更後の設計説明書(第6条各号に掲げる図面を含む。)を添えて提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による変更の協議の申出を受けた場合においては、遅滞なく当

該協議に応じ、適当と認めるときは、開発行為変更同意通知書（第9号様式の3）によ  
 って通知を行う。

4 第1項に規定する開発行為変更協議申出書及び添付図書は、2部提出するものとし  
 る。

5 市長は、前項の規定にかかわらず、開発行為変更協議申出書及び添付図書のうち、必  
 要な部分を増して提出させることができる。

（平19規則109・追加）

（工事着手等の届出）

第12条 開発許可を受けた者及び工事施行者がその開発行為に関する工事に着手しよう  
 とするとき、現場管理者を定め、開発行為に関する工事着手届出書（第10号様式）に、  
 主要な工事の工程表及び第9条第1項の規定に基づき設置した標識（同条第3項の規定  
 により訂正した場合には訂正後のもの）の写真を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た現場管理者を変更したときは、開発許可を受けた者または  
 工事施行者は、直ちに、現場管理者変更届出書（第11号様式）を提出しなければならない。  
 い。

（平5規則69・一部改正）

（工程報告等）

第13条 市長は、開発行為に関する工事について、必要があると認めるときは、次の表の  
 左欄に掲げる工事区分に応じ、当該右欄の工程の全部または一部を指定し、工事施行者  
 に対して、あらかじめその指定した工程に達する旨を届け出させることができる。

工事区分	工程
1 擁壁工事 (高さ3メートル以下 の擁壁の工事を除 く。)	(1) 根切を完了したとき。 (2) 基礎配筋を完了したとき。 (3) 壁配筋を完了したとき。 (4) 練積み造擁壁を、その前面地盤の高さまで築造したとき。 (5) 練積み造擁壁を、下端から3分の1の高さまで築造したとき。 (6) その他市長が必要と認める工程
2 盛土工事	(1) 多孔管を敷設したとき。 (2) 軟弱な地盤改良等の工事を行ったとき。 (3) 急傾斜面の段切を行ったとき。 (4) その他市長が必要と認める工程

3 排水施設工事	(1) 主要な暗渠を敷設したとき。 (2) 軟弱な地盤における排水施設の基礎の工事を行なったとき。 (3) その他市長が必要と認める工程
4 道路工事	(1) 舗装工事を始めるとき。 (2) その他市長が必要と認める工程
5 貯水施設工事	(1) 根切を完了したとき。 (2) 底版の配筋を完了したとき。 (3) 床版の配筋を完了したとき。 (4) その他市長が必要と認める工程
6 その他市長が指定する工事	(1) 市長が必要と認める工程

2 前項の届出があったときは、市長は、当該工事について中間検査を行なうことができる。

3 工事施行者は、第1項の規定により指定された工程に達したときは、そのつど工事部分の位置及び施行状況を撮影年月日が明示できる方法で撮影し、資料として整備しておかなければならない。

(工事完了公告)

第14条 省令第31条に規定する工事の完了の公告は、横浜市報に登載して行なう。

(廃止の届出書の添付書類)

第15条 市長は、省令第32条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出書に、廃止の理由、廃止時の工事の状況、公共施設の機能の回復及び防災等の措置を記載した書類を添えさせることができる。

(市街化調整区域内における建築物の特例許可の申請)

第15条の2 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、建築物特例許可申請書(第11号様式の2)に、次に掲げる図書を添えて申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 土地利用計画図
- (4) 建築物平面図
- (5) 建築物立面図

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により許可の申請があったときは、市長は、許可又は不許可の通知を行う。
- 3 前項に規定する許可の通知は、建築物特例許可通知書(第11号様式の3)に第1項に規定する図書を添えて行う。
- 4 第2項に規定する不許可の通知は、建築物特例不許可通知書(第11号様式の4)によって行う。

(昭62規則7・追加)

(予定建築物等以外の建築等の許可の申請)

第15条の3 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(第11号様式の5)に、次に掲げる図書を添えて申請しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 現況図
- (4) 土地利用計画図
- (5) 建築物等平面図
- (6) 建築物等立面図
- (7) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定により許可の申請があったときは、市長は、許可又は不許可の通知を行う。
- 3 前項に規定する許可の通知は、予定建築物等以外の建築等許可通知書(第11号様式の6)に第1項に規定する図書を添えて行う。
- 4 第2項に規定する不許可の通知は、予定建築物等以外の建築等不許可通知書(第11号様式の7)によって行う。

(昭62規則7・追加)

(省令第34条の許可申請書の添付図書)

第16条 市長は、政令第36条第1項に規定する建築等の許可の基準に該当するかどうかを確認するため、省令第34条に規定する許可の申請書に、建築物又は第1種特定工作物の概要書(第12号様式)及び建築物の平面図又は第1種特定工作物の配置図及び立面図を添えさせるものとする。

(省令第34条の許可申請の許可または不許可の通知)

第17条 法第43条第1項に規定する許可の申請があったときは、市長は、許可または不許可の通知を行なう。

2 前項に規定する許可の通知は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設許可通知書(第13号様式)に、省令第34条第2項に規定する図面及び前条に規定する図書を添えて行なう。

3 第1項に規定する不許可の通知は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設不許可通知書(第14号様式)によって行なう。

(建築行為の協議の申出)

第17条の2 法第43条第3項の規定により市長と協議を行おうとする者は、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設協議申出書(第14号様式の2)に、次に掲げる図書を添えて申し出るものとする。

(1) 省令第34条第2項に規定する図面

(2) 第16条に規定する図書

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合においては、遅滞なく当該協議に応じ、適当と認めるときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第1種特定工作物の新設同意通知書(第14号様式の3)によって通知を行う。

3 第1項に規定する新設協議申出書及び添付図書は、2部提出するものとする。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、新設協議申出書及び添付図書のうち、必要な部分を増して提出させることができる。

(平19規則109・追加)

(許可に基づく地位の承継)

第18条 法第44条の規定により、開発許可または法第43条第1項の許可を受けた者の地位を承継したものは、開発許可に基づく地位の一般承継届出書(第15号様式)または都市計画法第43条第1項の許可に基づく地位の一般承継届出書(第16号様式)に、承継したことを証する書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、第5条第4項に規定する書類を提出させることができる。

第19条 法第45条の規定により、開発許可を受けた者からその地位を承継しようとする者は、開発許可に基づく地位の特定承継承認申請書(第17号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を  
取得したことを証する書類

(2) 前号に規定する書類の記載事項に誤りがないことを証する書類

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する書類のほか、第5条第4項に規  
定する書類を提出させることができる。

(法第45条の承継の承認または不承認の通知)

第20条 市長は、前条第1項の規定により承認の申請があったときは、承認又は不承認の  
通知を行なう。

2 前条第1項に規定する承認又は不承認の通知は、開発許可に基づく地位の特定承継承  
認通知書(第18号様式)又は開発許可に基づく地位の特定承継不承認通知書(第19号様  
式)によって行なう。

(平5規則69・一部改正)

(開発登録簿の調書の様式)

第21条 省令第36条第1項に規定する開発登録簿(以下「登録簿」という。)は、開発登  
録簿調書(第20号様式)及び図面とする。

(平17規則72・一部改正)

(登録簿の写しの交付)

第22条 法第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を求める者は、開発登録簿の写  
し交付申請書(第21号様式)を提出しなければならない。

(平5規則69・一部改正)

(省令第39条に規定する許可申請書及び添付図書の提出部数)

第23条～第31条(略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行規則の規定  
により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができ  
る。

附 則 (昭和59年10月規則第100号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (昭和59年12月規則第128号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年1月規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年6月規則第69号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成6年9月規則第88号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年 3 月規則第100号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の横浜市都市計画法施行細則及び第 2 条の規定による改正前の首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成13年 1 月規則第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、浄化槽法施行細則、土地区画整理法第72条の規定による土地立入測量調査員の身分証票等規則、横浜市都市計画法施行細則及び横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成13年 5 月規則第63号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年 5 月18日から施行する。ただし、第24条、第15号様式及び第16号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成15年 3 月規則第52号)

この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 4 月規則第72号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)



- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成19年11月規則第109号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年11月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成24年8月規則第73号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により交付され、又は作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (平成30年3月規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市都市計画法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和3年9月規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和5年5月規則第47号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類(第8条の規定による改正前の横浜市宅地造成等規制法施行細則第1号様式を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

(以下略)